

事務連絡
平成29年11月13日

各都道府県バス 専務理事 様

公益社団法人日本バス協会
参与 長尾 政美

東北自動車道における規制速度の引上げに関する協力依頼について（依頼）

平素より、当協会の活動に格別なご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、警察庁交通局交通企画課長から別添「東北自動車道における規制速度の引上げに関する協力依頼について」のとおり通知がありました。

つきましては、貴協会傘下会員事業者に対し、周知徹底のほどお願い申し上げます。

担当：技術安全部（山川・村山）
電話：03-3216-4015



別添

平成29年11月13日

公益社団法人日本バス協会
会長 三澤 憲一 殿

警察庁交通局交通企画課長
櫻 澤 健 一

東北自動車道における規制速度の引上げに関する協力依頼について（依頼）

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、平素から交通安全に関しまして、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、既にご案内のとおり、本年11月1日から、新東名高速道路（新静岡IC～森掛川IC）における規制速度110km/hへの引上げの試行を開始しているところ、東北自動車道（花巻南IC～盛岡南IC）においても、諸準備が整いましたことから、本年12月1日、規制速度110km/hへの引上げが試行開始されることとなりました。

東北自動車道の規制速度の引上げにつきましては、新東名高速道路と同様、実勢速度と規制速度の乖離状況を改善し、適正な実勢速度が保たれることにより高速道路における交通の安全と円滑の確保に向けて試行するものであります。

つきましては、貴協会におかれましても、規制速度引上げの趣旨をご理解の上、加盟団体等に対しまして、規制速度引上げの開始時期・区間の周知にあわせて、速度差に起因する交通事故抑止を図るため、車線変更時の後方の安全確認や速度規制の遵守、十分な車間距離保持等、各種安全対策に関する指導啓発の再徹底を行っていただきますよう、お願い申し上げます。

敬具



東北自動車道における100km/hを超える規制速度の試行開始について

岩手県警察において、交通安全施設の整備等の諸準備を進めてきたところ、今般、東北自動車道における規制速度110km/hへ引き上げる試行開始予定時期が決定された。

1 試行実施区間

花巻南IC～盛岡南IC 上り線約27.3km 下り線約27.4km（下図参照）

2 試行開始予定時期

平成29年12月1日(金)

3 規制速度引上げに伴う交通安全対策

(1) 道路管理者等と連携した広報啓発等

- ア 広報チラシ、警察ホームページ等による速度引上げの周知
- イ 安全教育・キャンペーン等による車線利用等のルール・マナーの徹底
- ウ 道路情報板、看板による規制速度の情報提供
- エ 関係団体への協力依頼

(2) 速度引上げに関連する交通規制等

- ア 試行区間終了地点における100km/h標識の設置
- イ 交通状況に応じた迅速・適切な臨時交通規制の実施

(3) 速度超過等違反者への対策

- ア 速度超過、車間距離不保持等の違反者に対する取締りの強化
- イ 高速道路交通警察隊のパトロール強化



岩手県

最高
速度 110km/h

東北道

試行開始

12/1 (金) 14:00 →

花巻
南IC



盛岡
南IC

※ 試行区間は、上記IC間30.6kmのうちの約27kmです。

注意事項！

○大型貨物自動車等の最高速度は

「80km/h」

のまま変更ありません。

○最高速度は「110km/h」に引き上げられますが

天候・路面状況に応じた安全な速度

で走行してください。

岩手県警察本部 ホームページ閲覧は
こちらから →



「最高速度110km/h」の試行の概要

平成27年度に行われた「高規格の高速道路における速度規制の見直しに関する調査研究」委員会での提言において、東北自動車道は設計速度120km/hの高規格高速道路の中で、「渋滞の発生が少ないこと」や「死傷事故率が低いこと」等から試行の対象となったものです。その中でも、「花巻南IC」～「盛岡南IC」間は、

- 「交通集中」による渋滞発生回数が少ないこと
 - 1km当りの交通事故率が低いこと
- 等の理由から、試行区間として選定しました。

試行区間を走行する際の留意事項

最高速度が110km/hに引き上げられますが、**110km/hで走行する必要はありません。**

十分な車間距離を保ち、進路変更する際は、**進路変更しようとする車線の安全確認**を確実に行っていただくとともに、**交通状況に応じた安全な速度で走行**してください。

最高速度が「110km/h」となる対象車両

高速自動車国道における法定の最高速度が100km/hとなっている車両を対象とします。

法定の最高速度が100km/hとなっている車両は、

- 大型乗用自動車(大型バス等)
- 中型乗用自動車(マイクロバス等)
- 特定中型貨物自動車を除いた中型貨物自動車
(車両総重量8トン未満・最大積載量5トン未満)
- 準中型自動車
- 普通自動車
- 125CCを超える自動二輪車

となります。

